

# 総務委員会資料

## 令和3年第4回定例会提出予定議案の説明

議案第188号 川崎市職員の給与に関する条例等の  
一部を改正する条例の制定について

資料 新旧対照表

令和3年11月24日  
総務企画局

改正後	改正前
<p>○川崎市職員の給与に関する条例 昭和32年11月20日条例第29号</p> <p>(期末手当)</p> <p>第14条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第14条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第14条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員で規則で定めるものについても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の112.5</u>（再任用職員にあっては、<u>100分の62.5</u>）を乗じて得た額に、その者の在職期間に応じて規則で定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>○川崎市職員の給与に関する条例 昭和32年11月20日条例第29号</p> <p>(期末手当)</p> <p>第14条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第14条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第14条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員で規則で定めるものについても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>（再任用職員にあっては、<u>100分の72.5</u>）を乗じて得た額に、その者の在職期間に応じて規則で定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>4～6 (略)</p>

改正後	改正前
<p>○川崎市職員の給与に関する条例 昭和32年11月20日条例第29号</p> <p>(期末手当)</p> <p>第14条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第14条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第14条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員で規則で定めるものについても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>（再任用職員にあっては、<u>100分の67.5</u>）を乗じて得た額に、その者の在職期間に応じて規則で定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>○川崎市職員の給与に関する条例 昭和32年11月20日条例第29号</p> <p>(期末手当)</p> <p>第14条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第14条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第14条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員で規則で定めるものについても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の112.5</u>（再任用職員にあっては、<u>100分の62.5</u>）を乗じて得た額に、その者の在職期間に応じて規則で定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>4～6 (略)</p>

改正後	改正前
<p>○川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 平成16年12月22日条例第57号 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 川崎市職員の給与に関する条例(昭和32年川崎市条例第29号。以下「給与条例」という。)第3条から第4条の2まで、第5条の2から第6条の2まで、第7条、第9条、第10条第2項、第11条、第13条の2、第15条及び第16条の4の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第13条の3第1項、第14条第2項、第16条の2第2項及び第19条の2の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)」とあるのは、「災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第13条の3第1項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員又は川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成16年川崎市条例第57号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条第2項中「<u>100分の112.5</u>(再任用職員にあっては、<u>100分の62.5</u>)」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」と、給与条例第16条の2第2項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員又は川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された者」と、給与条例第19条の2中「勤勉手当」とあるのは「特定任期付職員業績手当」と、「この条例」とあるのは「この条例及び川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」とする。</p> <p>3 給与条例第5条の2、第6条、第6条の2、第7条、第7条の3及び第16条の5の規定は、第4条の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。</p>	<p>○川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 平成16年12月22日条例第57号 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 川崎市職員の給与に関する条例(昭和32年川崎市条例第29号。以下「給与条例」という。)第3条から第4条の2まで、第5条の2から第6条の2まで、第7条、第9条、第10条第2項、第11条、第13条の2、第15条及び第16条の4の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第13条の3第1項、第14条第2項、第16条の2第2項及び第19条の2の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)」とあるのは、「災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第13条の3第1項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員又は川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成16年川崎市条例第57号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条第2項中「<u>100分の127.5</u>(再任用職員にあっては、<u>100分の72.5</u>)」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」と、給与条例第16条の2第2項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員又は川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された者」と、給与条例第19条の2中「勤勉手当」とあるのは「特定任期付職員業績手当」と、「この条例」とあるのは「この条例及び川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」とする。</p> <p>3 給与条例第5条の2、第6条、第6条の2、第7条、第7条の3及び第16条の5の規定は、第4条の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。</p>

川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 新旧対照表

【令和4年4月～】

改正後	改正前
<p>○川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 平成16年12月22日条例第57号 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 川崎市職員の給与に関する条例(昭和32年川崎市条例第29号。以下「給与条例」という。)第3条から第4条の2まで、第5条の2から第6条の2まで、第7条、第9条、第10条第2項、第11条、第13条の2、第15条及び第16条の4の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第13条の3第1項、第14条第2項、第16条の2第2項及び第19条の2の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)」とあるのは、「災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第13条の3第1項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員又は川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成16年川崎市条例第57号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条第2項中「<u>100分の120</u>(再任用職員にあっては、<u>100分の67.5</u>)」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」と、給与条例第16条の2第2項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員又は川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された者」と、給与条例第19条の2中「勤勉手当」とあるのは「特定任期付職員業績手当」と、「この条例」とあるのは「この条例及び川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」とする。</p> <p>3 給与条例第5条の2、第6条、第6条の2、第7条、第7条の3及び第16条の5の規定は、第4条の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。</p>	<p>○川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 平成16年12月22日条例第57号 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 川崎市職員の給与に関する条例(昭和32年川崎市条例第29号。以下「給与条例」という。)第3条から第4条の2まで、第5条の2から第6条の2まで、第7条、第9条、第10条第2項、第11条、第13条の2、第15条及び第16条の4の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第13条の3第1項、第14条第2項、第16条の2第2項及び第19条の2の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)」とあるのは、「災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第13条の3第1項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員又は川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成16年川崎市条例第57号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条第2項中「<u>100分の112.5</u>(再任用職員にあっては、<u>100分の62.5</u>)」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」と、給与条例第16条の2第2項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員又は川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された者」と、給与条例第19条の2中「勤勉手当」とあるのは「特定任期付職員業績手当」と、「この条例」とあるのは「この条例及び川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」とする。</p> <p>3 給与条例第5条の2、第6条、第6条の2、第7条、第7条の3及び第16条の5の規定は、第4条の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。</p>

改正後	改正前
<p>○川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例 平成24年10月10日条例第36号 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 川崎市職員の給与に関する条例(昭和32年川崎市条例第29号。以下「給与条例」という。)第3条から第4条の2まで、第5条の2から第6条の2まで、第7条、第13条の2及び第15条の規定は、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員には、適用しない。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、第1号任期付研究員については、給与条例第9条、第10条第2項及び第11条の規定は、適用しない。</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第2条、第13条の3第1項、第14条第2項及び第19条の2の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)」とあるのは、「災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)及び任期付研究員業績手当」と、給与条例第13条の3第1項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員又は川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例(平成24年川崎市条例第36号)第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条第2項中「<u>100分の112.5</u>(再任用職員にあっては、<u>100分の62.5</u>)」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」と、給与条例第19条の2中「勤勉手当」とあるのは「任期付研究員業績手当」と、「この条例」とあるのは「この条例及び川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例」とする。</p>	<p>○川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例 平成24年10月10日条例第36号 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 川崎市職員の給与に関する条例(昭和32年川崎市条例第29号。以下「給与条例」という。)第3条から第4条の2まで、第5条の2から第6条の2まで、第7条、第13条の2及び第15条の規定は、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員には、適用しない。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、第1号任期付研究員については、給与条例第9条、第10条第2項及び第11条の規定は、適用しない。</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第2条、第13条の3第1項、第14条第2項及び第19条の2の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)」とあるのは、「災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)及び任期付研究員業績手当」と、給与条例第13条の3第1項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員又は川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例(平成24年川崎市条例第36号)第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条第2項中「<u>100分の127.5</u>(再任用職員にあっては、<u>100分の72.5</u>)」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」と、給与条例第19条の2中「勤勉手当」とあるのは「任期付研究員業績手当」と、「この条例」とあるのは「この条例及び川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例」とする。</p>

改正後	改正前
<p>○川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例 平成24年10月10日条例第36号 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 川崎市職員の給与に関する条例(昭和32年川崎市条例第29号。以下「給与条例」という。)第3条から第4条の2まで、第5条の2から第6条の2まで、第7条、第13条の2及び第15条の規定は、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員には、適用しない。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、第1号任期付研究員については、給与条例第9条、第10条第2項及び第11条の規定は、適用しない。</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第2条、第13条の3第1項、第14条第2項及び第19条の2の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)」とあるのは、「災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)及び任期付研究員業績手当」と、給与条例第13条の3第1項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員又は川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例(平成24年川崎市条例第36号)第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条第2項中「<u>100分の120</u>(再任用職員にあっては、<u>100分の67.5</u>)」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」と、給与条例第19条の2中「勤勉手当」とあるのは「任期付研究員業績手当」と、「この条例」とあるのは「この条例及び川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例」とする。</p>	<p>○川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例 平成24年10月10日条例第36号 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 川崎市職員の給与に関する条例(昭和32年川崎市条例第29号。以下「給与条例」という。)第3条から第4条の2まで、第5条の2から第6条の2まで、第7条、第13条の2及び第15条の規定は、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員には、適用しない。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、第1号任期付研究員については、給与条例第9条、第10条第2項及び第11条の規定は、適用しない。</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第2条、第13条の3第1項、第14条第2項及び第19条の2の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)」とあるのは、「災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)及び任期付研究員業績手当」と、給与条例第13条の3第1項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員又は川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例(平成24年川崎市条例第36号)第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条第2項中「<u>100分の112.5</u>(再任用職員にあっては、<u>100分の62.5</u>)」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」と、給与条例第19条の2中「勤勉手当」とあるのは「任期付研究員業績手当」と、「この条例」とあるのは「この条例及び川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例」とする。</p>

川崎市特別職員給与条例 新旧対照表

【令和3年12月】

改正後	改正前
<p>○川崎市特別職員給与条例 昭和23年12月28日条例第71号 (期末手当)</p> <p>第6条 特別職員には、6月及び12月に期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において特別職員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額、<u>100分の157.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。</p>	<p>○川崎市特別職員給与条例 昭和23年12月28日条例第71号 (期末手当)</p> <p>第6条 特別職員には、6月及び12月に期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において特別職員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額、<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。</p>



改正後	改正前
<p>○川崎市特別職員給与条例 昭和23年12月28日条例第71号 (期末手当)</p> <p>第6条 特別職員には、6月及び12月に期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において特別職員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。</p>	<p>○川崎市特別職員給与条例 昭和23年12月28日条例第71号 (期末手当)</p> <p>第6条 特別職員には、6月及び12月に期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において特別職員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、<u>100分の157.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。</p>

川崎市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例 新旧対照表

【令和3年12月】

改正後	改正前
<p>○川崎市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例 平成3年7月15日条例第13号 (期末手当)</p> <p>第6条 監査委員には、6月及び12月に期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において監査委員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、<u>100分の157.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。</p>	<p>○川崎市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例 平成3年7月15日条例第13号 (期末手当)</p> <p>第6条 監査委員には、6月及び12月に期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において監査委員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。</p>

川崎市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例 新旧対照表

【令和4年4月～】

改正後	改正前
<p>○川崎市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例 平成3年7月15日条例第13号 (期末手当)</p> <p>第6条 監査委員には、6月及び12月に期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において監査委員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。</p>	<p>○川崎市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例 平成3年7月15日条例第13号 (期末手当)</p> <p>第6条 監査委員には、6月及び12月に期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において監査委員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、<u>100分の157.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。</p>

川崎市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例 新旧対照表

【令和3年12月】

改正後	改正前
<p>○川崎市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例 平成21年12月24日条例第66号 (期末手当)</p> <p>第6条 上下水道事業管理者には、6月及び12月に期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において上下水道事業管理者が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、<u>100分の157.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。</p>	<p>○川崎市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例 平成21年12月24日条例第66号 (期末手当)</p> <p>第6条 上下水道事業管理者には、6月及び12月に期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において上下水道事業管理者が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。</p>

川崎市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例 新旧対照表

【令和4年4月～】

改正後	改正前
<p>○川崎市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例 平成21年12月24日条例第66号 (期末手当)</p> <p>第6条 上下水道事業管理者には、6月及び12月に期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において上下水道事業管理者が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。</p>	<p>○川崎市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例 平成21年12月24日条例第66号 (期末手当)</p> <p>第6条 上下水道事業管理者には、6月及び12月に期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において上下水道事業管理者が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、<u>100分の157.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。</p>

川崎市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例 新旧対照表

【令和3年12月】

改正後	改正前
<p>○川崎市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例 平成16年12月22日条例第59号 (期末手当)</p> <p>第6条 病院事業管理者には、6月及び12月に期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において病院事業管理者が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、<u>100分の157.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。</p>	<p>○川崎市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例 平成16年12月22日条例第59号 (期末手当)</p> <p>第6条 病院事業管理者には、6月及び12月に期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において病院事業管理者が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。</p>

改正後	改正前
<p>○川崎市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例 平成16年12月22日条例第59号 (期末手当)</p> <p>第6条 病院事業管理者には、6月及び12月に期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において病院事業管理者が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。</p>	<p>○川崎市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例 平成16年12月22日条例第59号 (期末手当)</p> <p>第6条 病院事業管理者には、6月及び12月に期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において病院事業管理者が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、<u>100分の157.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。</p>

川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 新旧対照表

【令和3年12月】

改正後	改正前
<p>○川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 平成27年3月23日条例第30号 (期末手当)</p> <p>第6条 教育長には、6月及び12月に期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において教育長が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、<u>100分の157.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。</p>	<p>○川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 平成27年3月23日条例第30号 (期末手当)</p> <p>第6条 教育長には、6月及び12月に期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において教育長が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。</p>



川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 新旧対照表

【令和4年4月～】

改正後	改正前
<p>○川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 平成27年3月23日条例第30号 (期末手当)</p> <p>第6条 教育長には、6月及び12月に期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において教育長が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。</p>	<p>○川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 平成27年3月23日条例第30号 (期末手当)</p> <p>第6条 教育長には、6月及び12月に期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において教育長が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、<u>100分の157.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。</p>